

検定種目に応じた指定学科について

国土交通省令で定める学科

技術検定の受検要件において、指定学科の修了者と指定学科以外の修了者で、受験に必要な実務経験年数に差を付けている。

各検定種目における指定学科は次のとおり。(施工技術検定規則第2条)

検定種目	学科
建設機械施工	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。)、都市工学、衛生工学、交通工学、電気工学、機械工学又は建築学に関する学科
土木施工管理	土木工学、都市工学、衛生工学、交通工学又は建築学に関する学科
建築施工管理	建築学、土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学又は機械工学に関する学科
電気工事施工管理	電気工学、土木工学、都市工学、機械工学又は建築学に関する学科
管工事施工管理	土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、機械工学又は建築学に関する学科
造園施工管理	土木工学、園芸学、林学、都市工学、交通工学又は建築学に関する学科

電気通信工事の指定学科の検討

○各検定種目と指定学科の関係を整理すると下表のとおり

検定種目	学科								
	土木工学	都市工学	衛生工学	交通工学	電気工学	機械工学	建築学	園芸学	林学
建設機械施工	○	○	○	○	○	○	○		
土木施工管理	○	○	○	○			○		
建築、管工事施工管理	○	○	○		○	○	○		
電気工事施工管理	○	○			○	○	○		
造園施工管理	○	○		○			○	○	○

- 電気工学に関する学科には、これまで電気通信工学に関する学科が含まれているが、電気通信工事施工管理の種目創設に伴い、電気通信工学の位置づけを明確にしてはどうか。
- 指定学科は、電気通信工学及び関連する技術分野である電気工学、土木工学、都市工学、機械工学、建築学としてはどうか。(電気工事施工管理と同様の設定)
- 電気通信工事において、特段、配慮すべき事項はあるか。

検定種目	学科									
	土木工学	都市工学	衛生工学	交通工学	電気工学	電気通信工学	機械工学	建築学	園芸学	林学
建設機械施工	○	○	○	○	○	○	○	○		
土木施工管理	○	○	○	○				○		
建築、管工事施工管理	○	○	○		○	○	○	○		
電気工事施工管理	○	○			○	○	○	○		
造園施工管理	○	○		○				○	○	○
電気通信工事施工管理	○	○			○	○	○	○		

検定種目	学科
電気工事施工管理	電気工学、電気通信工学、土木工学、都市工学、機械工学又は建築学に関する学科
電気通信工事施工管理	電気通信工学、電気工学、土木工学、都市工学、機械工学又は建築学に関する学科